

た者は1ケースであった。残りの7ケースについては、判定員の多くが将来入所することを勧告している。居宅サービスについては、判定員が提案したサービスの内容を、①カウンセリング ②短期収容保護 ③健康管理 (Home-health care) ④老人ホーム以外の住宅施設 ⑤金銭的援助 ⑥医学的診断 ⑦クラブ活動 ⑧職業指導の8つに分類している。

#### サービス・カテゴリーの要約

居宅サービスの8つの類型は、Lissitz や Lawton の類型と関連づけることができるものであって、これらは名称が異っているだけで同じことを意味している。これらのサービスは、総合的社会福祉制度の構成要素として認められるが、将来どのように発展するのか明らかでない。このようなサービスを含む老人のための総合的社会福祉制度は、民間施設がその価値を実験的に証明し、公的施設がそれを支持し包括的なサービス体系に発展させていくべきであろう。Health Maintenance Organizations のように、保健と福祉を統合して慢性疾患をもつ老人にまでそのサービスの

範囲を拡大させることも必要なことである。老人を地域社会で生活させることを一つの目標とした総合的な制度を発展させるためには、国家的施策として推進することが必要であろう。

総合的社会福祉制度は、収容保護されている多くの老人が地域社会で独立して生活できるように援助すべきであり、また老人福祉施設はディ・ケア・プログラム等のサービスを

地域住民のために提供することを期待されている。したがって、将来の老人福祉制度は、従来のような収容保護中心から、生活様式の多様化に応じられるパーソナル・サービスへと転換しなければならない。

Preferred Disposition of Institutionalized Aged, *The Gerontologist*. Vol. 12, No.2, Summer, 1972, Part 1. pp. 129—133.

(小寺清孝 東京都老人総合研究所)

## アメリカにおける

### 医療料金の統制



先週の(6月末)アメリカ物価委員会の投票結果を聞いて、医師・歯科医師の多くは喜こんだのであるが、その投票は、弁護士や会計士などのような専門職業による料金に限り、上限2.5パーセントまでの価格上昇はみとめる、というものであった。

過去半年間とはくに、保健関係者は、料金統制の下で大きな不満をもっていた。たとえば、この春のデータによると、全生活費は過去1年間、3.2パーセント増だったのにたいし、医療費の方は3.0パーセントでしかなかった。

去年8月のニクソンの物価・賃金凍結政策以前には、医療費は、消費者物価指数上昇の先頭を切っていた。年間6～7パーセントの上昇であるのにたいし、全生活費のそれは、その半分強というところであった。この傾向は、「医療費爆発」とか呼ばれていたことであり、国民健康保険論議がこれと結びつけられていた面もある。

1971年5月から1972年5月にかけてみると、医療面でも急速な物価上昇がみられる。病院費用のあるものでは6パーセント上昇もみられた。手術料は7.8パーセント増だったが、しかし、薬と処方箋費用は、同期間2パーセントだけであった。

価格統制は、医療費高騰をおさえるのに役立つけれども、他方では、医師と病院側から大きな不満が出されることになった。アメリカ病院協会は、物価統制計画に決然と対決の姿勢をとった。理事会議長のカアウフマン氏は、先月、保健施設の必要度からみて、物価統制計画からくる不安・不平等などを連邦の力でとり除くことを要請した。

医師や病院管理者の不満は、彼らと施設の

収入増よりも、賃金や診療所・病院の諸経費がはるかに大きく増加している、ということである。これを一部反映して、医師組合 doctors' union の進展がみられる。合衆国35万人の医師のうち、1万～1万5千人が何ら

かのタイプの組合に属していると思われる。

“Price Control” *New-York Times*  
Weekly. 2 July, 1972.

(前田信雄 国立公衆衛生院)

## 西ドイツの老人に対する

### 保護の改善をめぐるって



#### — 新老人ホーム法案 —

記帳の仕方

- 2 監督官庁に提出すべき報告書の種類
- 3 官庁が行う監査の範囲

その他、職員や施設に関する最低基準をつくり、入所契約のための条件を審査することについても県に権限が与えられた。

しかしこれらの規則にもかかわらず、最近目立っている営利的老人ホームの種々の問題、つまり老人の弱みにつけこんだ搾取、不十分な養護体制等の改善のために、これだけ

老人ホーム、住宅式老人ホーム、要看護者老人ホームで生活している人々の保護に関する法的規制が従来のもので良いのかどうかについてはかねてから疑問が持たれてきた。

1967年8月24日いわゆる営業規則が改正され、老人や身寄のない人々を収容する施設の経営に営業監督が実施されることとなり、県政府に次の事柄に関して規制を行う権限が委託された。

- 1 事業経営者が用意すべき帳簿の種類と